

# 試験方法通則及び個別試験方法改正のお知らせ

平成 27 年 10 月  
一般財団法人電気安全環境研究所  
研究事業センター 系統連系認証 G

この度、「小型分散型システム用系統連系保護装置等の認証」の認証試験に使用しております試験方法通則及び個別試験方法におきまして、平成 27(2015)年 8 月改正の際に手続きが遅れていた「太陽光発電システム用」等の個別試験方法等の準備が整い、改正しましたことをご知らせいたします。

今回の改正及び制定の詳細は、改正後の試験方法通則及び個別試験方法にてご確認ください。

## (1) 小型分散型発電システム用系統連系保護装置等の試験方法通則

JETGR0002-1-6.1(2015) 平成 27 年 10 月

改正箇所（誤記の修正などは除く）

- ・「I.用語の整理」の「多数台連系対応型 1」及び「多数台連系対応型 2」において、「JEM1498・・・」を「JEM1498 または JEM1505・・・」に変更しました。
- ・「5.1 入力電力急変試験及び負荷急変試験」ロ項において、「・・・多数台連系対応型定置リチウムイオン蓄電池及び各直流入力システム用にあつては、・・・」を「・・・多数台連系対応型定置リチウムイオン蓄電池、各直流入力システム用及び電気自動車等搭載蓄電池（直流接続型）用にあつては、・・・」に変更しました。
- ・「7.1 電波障害試験」において、次の箇所を追加及び削除しました。
  - ・[測定方法]において、「ハ. 自立運転時以外でも自立運転用負荷へ電力を供給を行うことができる製品にあつては、自立負荷端子も測定対象とする。なお、測定方法及び判定基準は直流入力端子と同じとする。」を追加しました。
  - ・[判定基準]の表 2 において、「・・・(交流出力端子)」を削除しました。
  - ・[判定基準]の「直流入力端子の雑音端子電圧は、・・・」を「直流入力端子及び自立負荷端子の雑音端子電圧は、・・・」に変更しました。また、表 3 の「・・・(交流出力端子)」、注 1 及び注 2 を削除しました。

(2) 太陽光発電システム用系統連系保護装置等の個別試験方法

JETGR0003-1-5.0(2015) 平成 27 年 10 月

改正箇所（誤記の修正などは除く）

- ・「1. 適用範囲」において、「力率一定制御対応機器」及び「三相機器における多数台連系対応型機器」を追加しました。
- ・「3.2.5 周波数フィードバック機能試験」及び「3.2.6 ステップ注入機能試験」において「多数台対応連系型 1」、「従来型」及び「FRT 対応型」機器に対する試験実施を明確にしました。
- ・「3.2.7 単独運転防止試験 1」において、次の箇所を追加しました。
  - ・【従来型】及び【FRT 対応型】の〔試験条件〕に力率一定制御機器に対する条件を追加しました。
  - ・【多数台連系対応 1】を追加しました。
- ・「3.2.8 単独運転防止試験 2」において、「多数台対応連系型 1」、「従来型」及び「FRT 対応型」機器に対する試験実施を明確にすると共に次に記す箇所を追加しました。
  - ・〔試験条件〕イ項において、「なお、系統の末端に変圧器を 2 次側回路開放で各相に 1 台ずつ接続する。」を追加しました。
  - ・〔試験条件〕にへ項を追加しました。
  - ・〔測定方法〕にハ項及びニ項を追加しました。
  - ・〔判定基準〕にホ項を追加しました。
  - ・〔備考〕を追加しました。
- ・「3.2.9.1 復電後の一定時間投入阻止時間 1」において、〔判定基準〕を詳細に変更しました。
- ・「4.1 交流電圧追従試験」は、個別試験方法で規定することとし、次に記す箇所を追記しました。
  - ・〔試験条件〕ニ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を追加しました。
  - ・〔判定基準〕にニ項を追加しました。
- ・「4.2 周波数追従試験」は、個別試験方法で規定することとし、〔判定基準〕ニ項を追加しました。
- ・「4.3 運転力率試験」は、個別試験方法で規定することとし、次に記す箇所を追加しました。
  - ・〔試験条件〕イ項において「・・・パワーコンディショナの出力を定格出力の 100%及び 50%に設定し、・・・」に変更しました。
  - ・〔判定基準〕にロ項を追加しました。
- ・「4.6 電圧上昇抑制機能試験」は、個別試験方法で規定することとし、

次に記す箇所を追加しました。

- ・[試験条件] ニ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を追加しました。
- ・[測定方法]、[判定基準] 及び [備考] を変更しました。
- ・「5.1 入力電力急変試験及び負荷急変試験」において、次に記す箇所を変更しました。
  - ・[試験条件] ホ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を追加しました。
  - ・「測定方法」を次のとおり変更しました。
    - ・イ項「パワーコンディショナの直流入力を変化させ、設定した力率において・・・」
    - ・ロ項「設定した力率においてパワーコンディショナが交流出力 50%と・・・」
    - ・ハ項「パワーコンディショナの直流入力を変化させ、設定した力率において・・・」
- ・「5.3.1 系統電圧位相急変（位相差 10°）」において、「多数台対応連系型 1」、「従来型」及び「FRT 対応型」機器に対する試験実施を明確にしました。
- ・「6.2 瞬時電圧低下試験」において、「多数台対応連系型 1」、「従来型」及び「FRT 対応型」機器に対する試験実施を明確にしました。  
また、「測定方法」ハ項及びヘ項の「なお、・・・」を削除しました。
- ・「6.3 瞬時電圧低下試験(FRT 試験)」において、「多数台対応連系型 1」「従来型」及び「FRT 対応型」機器に対する試験実施を明確にすると共に次に記す箇所を変更しました。
  - ・[試験条件] ホ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を追加しました。
  - ・[判定基準] ②瞬時停電(残電圧 0%時)に二項を追加しました。
  - ・【位相変化を伴う電圧低下】[試験条件] ホ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を追加しました。
  - ・【暫定試験】は削除しました。
- ・「6.4 周波数変動試験(FRT 試験)」において、「多数台対応連系型 1」「従来型」及び「FRT 対応型」機器に対する試験実施を明確にしました。
- ・「8.1 系統電圧歪耐量試験」は、個別試験方法で規定することとし、次に記す箇所を追加しました。
  - ・[試験条件] ホ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を

追加しました。

- ・[判定基準] イ項及びロ項に変更しました。
- ・「8.1 系統電圧歪耐量試験」は、個別試験方法で規定することとし、次に記す箇所を追加しました。
  - ・[試験条件] ホ項において、力率一定制御対応機器に対する条件を追加しました。
  - ・[測定方法] (单相3線式の場合)ハ項を「高調波は、第40次まで測定する。」に変更しました。
  - ・[判定基準] イ項に「力率1.0制御の場合は、・・・」を追加しました。
  - ・[判定基準] ハ項を追加しました。
- ・「12. 自立運転試験」を「12.1 自立運転切替試験」と「12.2 自立運転自動切替試験」に分け、試験方法通則で規定することとしました。

### (3) 多数台連系対応型太陽光発電システム用系統連系保護装置等

の個別試験方法

JETGR0003-4-4.0(2015) 平成27年10月

改正箇所(誤記の修正などは除く)

- ・「3.2.8 単独運転防止試験2」において、[試験条件]へ項、[測定方法]、ハ項及びニ項、[判定基準]ホ項及び[備考]を追加しました。
- ・「4.7 温度上昇試験」[試験条件]チ項において、「・・・ACモジュール用のマイクロインバータは65℃・・・」を追加しました。
- ・「6.3 瞬時電圧低下試験(FRT試験)」において、【暫定試験】を削除しました。
- ・「9.2 温湿度サイクル試験」[試験条件]において、「ACモジュール用のマイクロインバータにあっては、JIS C 60068-2-38(JIS C 0028-1988)付図2aの上限値を85℃とする。」を追加しました。

### (4) 複数直流入力システム(PV+BS)用系統連系保護装置等の個別試験方法

JETGR0003-6-3.0(2015) 平成27年10月

改正箇所(誤記の修正などは除く)

- ・「1. 適用範囲」の【備考】において、「なお、最大直流電流規定値とは・・・」以降を変更しました。
- ・「3.2.3 逆電力防止試験」において、「iii)太陽光による発電電力逆潮流時に蓄電池からの逆潮流を防止する機能を有する場合」を追加しました。
- ・「3.2.8 単独運転防止試験2」において、[試験条件]へ項、[測定方法]、

- ハ項及びニ項、[判定基準] ホ項及び [備考] を追加しました。
- 「4.5 漏えい電流試験」において、[測定方法] 及び測定回路図を変更しました。
  - 「4.6 電圧上昇抑制機能試験」の「備考」において、次の箇所を変更及び追記しました。
    - 「PCS」を「パワーコンディショナ」に変更しました。
    - 「なお、猶予期間において旧基準にて試験を実施した製品の認証有効期限は平成 32(2020)年 2 月 29 日までとする。」を追加しました。
  - 「9.1 湿度試験」は、試験方法通則で規定することとしました。

以上の試験方法の改正及び制定は、平成 27 年(2015 年)10 月 1 日以降に申込みされた製品から適用いたします。

以 上